## 石油パイプライン事業法

## 1.案内情報

手続名 : 保安技術者兼任の承認

手続根拠 :・ 石油パイプライン事業法第28条第1項

・ 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第4条第3項

手続対象者 : 石油パイプライン事業者

提出時期 :

提出方法 : 郵送または持参

手数料 : 無し

添付書類・部数 : 1) 特例選任を必要とする理由を記載した書類

2) 保安技術者の執務に関する説明書

3)特例選任に係る事業場の保安措置に関する説明書

申請書様式 :保安技術者特例選任承認申請書(詳細は提出先に問い合わせのこと)

記載要領・記載例 :提出先に問い合わせのこと

## 2.窓口情報

提出先 :経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局

貨物流通施設課、総務省消防庁危険物保安室

受付時間:提出先に問い合わせのこと

相談窓口 :上記提出先

## 3.手続情報

審査基準 :添付書類の記載内容を総合的に勘案し、保安の確保に万全を期することがで

きると認 められ る場合について、承認を行うものとする。

標準処理期間 : 2週間

不服申立方法 : 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと